

事故防止委員会指針

介護老人保険施設 さくら苑

1. 事故防止委員会の設置

施設内での転倒・転落・外相・熱傷・誤嚥等、利用者にとっての危険を最小限にすることを目的とし、リスクマネジメント委員会より指示を受け、必要時指示を仰ぎ活動をする。

2. 委員の構成

1) 委員の構成は以下のとおりとする。

- ①各職種スタッフからバランス良く、5名程度選出する。
- ②委員長・副委員長は委員会で選出する。
- ③定例会議は、4回／年開催するほか、必要に応じて委員長が招集する。

2) 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務の代行を行う。

3. 任務

事故防止委員会は、出して以下の任務を負う。

- ①事故防止委員会の開催及び運営
- ②医療・介護に係る安全確保を目的とした報告で得られた事例の発生原因、再発防止を検討し、再発防止策を周知させ、遂行する。
- ③事故記憶も分析および管理
- ④職員に対する「ヒヤリ・ハット」の積極的な提出の遂行
- ⑤委員会において決定した事故防止および安全対策に関する事項の職員への周知徹底、その他委員会および会議との連絡調整。
- ⑥安全対策として有効に機能しているかを常に点検・評価し、必要に応じて見直しをする。
- ⑦「事故防止のための職員研修」を2回／年実施する他、新規採用者がある場合は新規採用者対象に「事故発生の防止のための研修」を企画・立案・開催する。

4. 委員会の開催および活動の記録

- ①書記は、委員会を開催した議事録を作成し委員長に提出する。
- ②議事録は2年間保管する。

5. 報告にもとづく医療・介護に係る安全確保を目的とした改善方策

1) 報告とその目的

この報告は医療・介護の安全を確保するためのシステムの改善や教育・研修の資料とすること

のみを目的としており、報告者はその報告によって何ら不利益を受けることが無い事を確認する。

具体的には

- ①施設内・送迎における事故や、危うく事故になりかけた事例（インシデント事例）等を検討し、医療・介護の改善に資する事故防止策、再発防止策を策定すること。
- ②これらの対策の実施状況や効果の評価・点検等に活用しうる情報を施設内全体から収集することを目的とする。

これらの目的を達成する為、すべての職員は次項以下に定める要領に従い、医療・介護の事故等の報告を行うものとする。

6. 報告にもとづく情報収集

1) 報告にもとづく情報収集

すべての職員は、施設内で次のいずれかに該当する状況に遭遇した場合には、速やかに報告する。

- ①医療・介護の事故
- ②インシデント

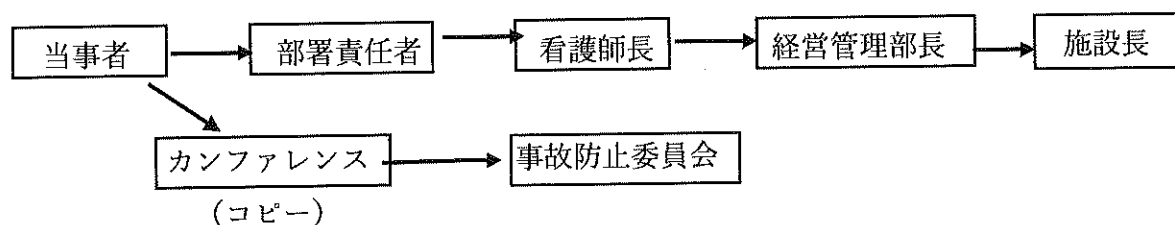
2) 報告の仕方

- ① 前項の報告は原則として別に報告書式として定める書面をもって行う。

ただし、緊急を要する場合には速やかに上司に報告する

- ② 報告は、診療録、経過記録等自らが利用者の医療・介護に関して作成すべき記録、帳簿類に基づき作成する。
- ③ 作成した「事故報告書」に基づきカンファレンスにかけ、事故の報告と今後の対策の報告と検討を行い、苑内職員へ周知徹底する。

3) 報告書の流れ



2016. 12. 15 作成

2017. 3. 14 改正